

公民館における使用制限の一部緩和について

1 特定の政党の利害に関する事業について

(1) 方向性

申請者	対象	使用方法	方針（案）
政党 政派 後援会 政治団体	不特定多数 ※広く市民 一般を対象 としている こと。	市政・県政・国政報告会（政治学 習会、勉強会、時局講演会等含む）	許可する
		構成員の勧誘、政治資金パーティ	許可しない
	団体構成員		許可しない

(2) 当初案からの変更点

- ・市政・県政報告会だけでなく、国政報告会も使用制限の緩和対象とした。
- ・政治報告会に、政治学習会、勉強会、時局講演会等を含めることとし、併せて使用制限の緩和対象とした。

(3) 第1回社会教育委員会議の審議でいただいた主な意見

- ・市民が政治に触れる機会は多い方がよい。
- ・国政を含めた政治報告会や学習会・勉強会は、公民館の利用趣旨に適う。
- ・公民館の政治的中立性は、広く開かれていれば守られる。

2 営利事業について ⇒ 当初案から変更なし

(1) 方向性

公民館の主催・共催事業において、市内産品や都市アイデンティティ関連物品の販売を認める。

(2) 第1回社会教育委員会議の審議でいただいた主な意見

- ・意見は特になし

3 所管区域について ⇒ 当初案から変更なし

(1) 方向性

所管区域による使用制限を廃止する。※所管区域は存置。

(2) 第1回社会教育委員会議の審議でいただいた主な意見

- ・学習活動は広域化しているため、非常に良い。